

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十号の三

平成二十六年

十一月二十二日

土曜日

目次

選挙管理委員会

- 直接請求又は解職の請求のための署名を求められない期間……………一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格
決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間……………一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

山梨県の区域において衆議院議員総選挙が行われるため、平成二十六年十一月二十二日から衆議院議員総選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求められない。

平成二十六年十一月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十六年十一月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十六年十二月一日(ただし、年齢については同年十二月十四日)
- 二 登録を行う日 平成二十六年十二月一日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十六年十二月二日

山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十三條の十一第二項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十六年十一月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

縦覧に供する期間 平成二十六年十二月二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番